

令和5年第1回定例会

鳴沢村議会会議録

令和5年3月10日 開会

令和5年3月17日 閉会

鳴沢村議会

令和5年第1回鳴沢村議会定例会会議録

令和5年3月10日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局長書記 渡辺栄一

7、会議事件

承認第 1号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）を定める専決処分につき承認を求める件
議案第 1号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

- 部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 8 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 9 号 村道路線の認定及び廃止の件
- 議案第 10 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 11 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 12 号 令和 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 14 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第15号 令和5年度鳴沢村一般会計予算
議案第16号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
議案第17号 令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
議案第18号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計予算
議案第19号 令和5年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
村長所信表明
日程第3 会期の決定
日程第4 承認第 1号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算
(第6号)を定める専決処分につき承認を求める件
日程第5 議案第 1号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
日程第6 議案第 2号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
日程第7 議案第 3号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
日程第8 議案第 4号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
日程第9 議案第 5号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- を定める件
- 日程第10 議案第6号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第11 議案第7号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第12 議案第8号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第13 議案第9号 村道路線の認定及び廃止の件
- 日程第14 議案第10号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第11号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第12号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第13号 令和4年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第14号 令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第15号 令和5年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和5年度鳴沢村介護予防支援事業

特別会計予算

日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 5 議案第 2 1 号 鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和5年第1回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

昨日、第5回WBCが開幕し、1次ラウンドで日本が中国に大勝しました。優勝を期待し、皆で頑張って応援したいと思えます。

猛威を振るった新型コロナウイルス感染第8波が終息に向かい、今月13日からマスク着用が緩和されます。さらに、5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられます。かつての日常生活に近づいていくことが期待されます。

一方で、ロシアのウクライナ侵攻が1年を超え、経済に影響を及ぼしています。食品、エネルギー価格の高騰が家計を直撃し、生活が脅かされています。鳴沢村民の負担を軽減できるよう、本定例会も慎重審議いただくようお願いし、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

開会 午後1時29分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和5年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（三浦直樹君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、佐藤博水君、三浦雄一郎君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、令和5年2月21日に山梨県自治会館において、町村議会議長会議が開催されました。審議結果についてはお手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでありました。

次に、令和4年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。
議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月23日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月3日の午後2時30分及び7日の午前11時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月3日の委員会で申し合わせた事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より3月17日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、3月6日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、3月7日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、6日正午に通告が締め切られた6名6件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 総務教育厚生常任委員長 佐藤博水君。

総務教育厚生常任委員長（佐藤博水君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月23日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月8日午前10時より、議員控室において委員会を招集いた

しました。

委員全員と、会議事件説明のため、福祉保健課長及び福祉保健課職員3名、職務のため、議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村の少子高齢化についての1件です。

住民ニーズや人口動態、民生委員の役割など福祉保健課よりご説明いただき、鳴沢村の少子高齢化について、意見交換を実施いたしました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

建設産業経済常任委員長（渡辺次男君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月23日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月3日午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため、企画課長及び企画課職員1名、振興課長及び振興課職員1名、職務のため、議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に関する事件は、魔王天神社からの登山道について及び山地災害パトロールについての2件です。

会議では、まず企画課より、魔王天神社からの登山道の現状の破損状況、今後整備していく方針であることのご説明をいただき、それについて意見交換を実施いたしました。

続いて、山地災害パトロールについて、振興課より、平成20年度からの実施状況、パトロールにより県が行った対策事業に

についてのご説明をいただき、それについて意見交換を実施いたしました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月23日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月20日午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第51号（案）についての1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第51号について、レイアウト、記事内容を協議し、先月2月1日に配布いたしました。

今回の議会だよりでは、行政視察レポートや、総務教育厚生常任委員会による鳴沢村地域包括ケア会議メンバーとの座談会や村内の工事現場等の視察などを掲載し、また、議会から村長への要望書の回答についても特集として掲載いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも改めまして、こんにちは。ご苦労さまです。

令和5年度鳴沢村第1回定例会にお願いしたところ、議員全員の参会の下に開会できることに、敬意とお礼を申し上げさせていただきます。

議長から所信表明の許可をいただきましたので、本定例会でご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、今後の村政運営についての所信の一端を申し上げます。

明日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から12年が経過します。改めて、震災により犠牲になられた方々に深く追悼の意を表すとともに、ご遺族の皆様に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げます。また、今なお避難生活を送っておられる方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、2020年1月に国内で最初に新型コロナウイルス感染症の発生が報告されてから3年が経過しました。この間、国内はもとより全世界において、多数の死者や重症者が発生するなど世界的なパニックを引き起こし、感染拡大防止のために経済社会活動の抑制を余儀なくされ、我が国の社会経済に甚大な影響をもたらしました。

このように我が国に甚大な影響をもたらした新型コロナウイルスも、第8波による患者数が減少傾向となり、また、重症患者数も減少するなど、ウイルスの弱毒化が認められます。これに伴い、5月からは感染症法上の分類が2類から5類へと引き下げられ、コロナ前の生活に徐々に戻ることになります。

コロナ禍のため制限していた訪日外国人観光客の受入れが昨年10月に大幅に緩和されてからは、コロナ禍前のピーク時の4割まで回復したとのことです。特に富士五湖周辺では、インバ

ウンド観光や国内観光も順調に回復し、地域経済が活性化してまいり始めました。また、イベントにつきましても、イベントの規模等に応じて施設の収容定員を緩和するなどし、徐々にコロナ禍前の日常に戻れるよう対策が行われております。

今定例会に上程しました令和5年度当初予算におきましても、新型コロナウイルス感染症に関連した予算を計上させていただくとともに、コロナ禍で停滞してしまった事業等に予算配分を行い、コロナ禍前の状況に近づけていきたいと考えております。

一般会計においては、予算総額を対前年度比3.1%増の21億7,988万8,000円とし、鳴沢村国民健康保険特別会計等の特別会計を加えた予算総額は、31億823万3,000円となります。

主な事業内容は、物価高騰により打撃を受けている住民の生活を支えるため、また、村内をはじめとする地域経済を支援するために、一昨年、昨年度に続き、住民1人当たり1万円のくらし応援商品券を配布いたします。また、災害時の避難所に指定している道の駅なるさわの防災機能を高めるために、電気設備の大規模改修工事を行い、災害に強い村づくりを進めてまいります。コロナ関連予算としましては、引き続き新型コロナウイルスワクチンの予防接種を進め、集団免疫の構築とクラスター、重症化の予防を図ってまいります。

その他の地域活性化施策としましては、従来から実施しております三世代同居支援事業、都市部からの移住支援事業、村外からの定住促進を図るための新築住宅等の購入支援事業を引き続き行ってまいります。少子化対策としては、不妊治療費の助成に加え、妊産婦に対し、出産・子育て応援ギフトを配布し、子育て世代への支援を拡充してまいります。

これらの施策により、少子化による人口減少を最小限に抑え、

村外からの移住定住を促進し、持続可能な地域コミュニティーをつくり、住み続けられるまちづくりを行っていく所存であります。

現在、保育所に設置してある遊具は、経年劣化により傷みが激しく、安全性の面からも使用に不適切な状況でありますので、劣化した遊具を撤去し、新たに魅力的な遊具を設置いたします。また、食堂や教室の壁も劣化が激しいため、修繕を行い、衛生的な施設管理を行ってまいります。子どもたちが楽しく登園し、健やかに成長できるよう、保育施設の整備と適切な施設管理を行ってまいります。

防災面においては、県営事業ではありますが、総合センター裏山の急傾斜地崩壊対策事業を継続事業として実施してまいります。インフラ整備事業としては、老朽化した水道管の更新や耐震化事業を進め、生活に欠かすことのできない水道水の安定供給に努め、災害に強い村づくりを推進してまいります。また、老朽化した道路の舗装打ち換え工事等を行う際は、有利な国庫補助金を活用するなどし、将来を見据えた持続可能な財政運営を図ってまいります。

コロナウイルス感染症による社会経済への影響はまだまだ大きいとは思いますが、コロナ前の生活に向け、明るい兆しも見えてまいりました。コロナ禍の中、停滞してしまった事業などを検証し、地域の活性化に効果的な事業や少子高齢化対策として有効的な施策を実施していく所存ですので、議員各位におかれましては、より一層の指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦直樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間と決定しました。

◎日程第4 承認第1号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（三浦直樹君） 日程第4、承認第1号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長
小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第1号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第3号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に2,158万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,586万6,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、子育て・学生応援臨時給付金支給事業1,849万円、母子保健事業309万4,000円を計上しております。

事業実施に係る財源として、普通交付税1,878万6,000円、県支出金279万8,000円を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、12月27日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議長（三浦直樹君） 住民課長。

住民課長（小林昭博君） それでは、承認第1号の詳細について説明させていただきます。

専決第3号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）の予算要求書をご準備ください。

最初に、住民課所管の事業の説明をさせていただきます。

予算要求書の5ページをご覧ください。

子育て・学生応援臨時給付金支給事業、要求額1,849万円の皆増となります。財源については、全額一般財源となります。

続いて、6ページをご覧ください。

補正事業の目的ですが、物価上昇の影響を受けた子育て世帯を経済的に支援するためであります。

次に、補正事業の内容ですが、対象者が18歳までの児童及び18歳以上で大学等に就学している者で、支給対象者を養育または扶養している保護者及び親権者となり、支給金額が対象者1人につき3万5,000円となります。

補正予算計上理由は、物価上昇の影響を受け、村独自の支援制度を創設することになるためであります。

続いて、7ページをご覧ください。

事業費の内訳は、子育て応援臨時給付金が1,823万5,000円で、対象者521人分を見込み、その関連事務費として25万5,000円を計上しています。

なお、12月中にこちらで把握している18歳までの児童を扶

養している支給対象者に対して、案内、申請書を発送し、申請が必要な方に対しては1月より受付を行い、支給を1月24日より行っております。

以上で住民課所管の事業の補正予算の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡邊 積君） 続きまして、福祉保健課所管、母子保健事業についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

補正予算要求額は、309万4,000円の増額で、補正後の額を1,198万7,000円とするものです。財源は、県支出金279万8,000円と一般財源29万6,000円を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

事業概要は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、伴奏型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスなどの利用負担軽減を図るための経済的支援を一体的に実施するもので、妊娠後と出産後にそれぞれ5万円の給付を行うものであります。

事業費の内訳になりますが、出産・子育て応援給付金175万円とその関連事務費134万4,000円であります。国の第2次補正予算において急遽、支援策が決定し、令和4年4月以降の出産も対象となったため、補正予算となったものであります。

以上で承認第1号の詳細説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第1号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第6 議案第2号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長(三浦直樹君) 日程第5、議案第1号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第6、議案第2号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(三浦寿得君) 議案第1号鳴沢村職員の勤務時間、休暇

等に関する条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第2号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、関連議案として一括にてご説明申し上げます。

人事院による公務員人事管理に関する報告の中で、フレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進が、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のやる気を高め、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものであるとの認識のもとにより、国家公務員との権衡を踏まえることが求められている地方公共団体においても、国家公務員の措置に準じて、働き方の一環として行うことができるフレックスタイム制を柔軟化する改正を行うものであります。

改正内容としましては、鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条における休憩時間について、職務の特殊性や職員の健康状態などを考慮し、基準より柔軟にするよう規定するものとなります。

また、鳴沢村職員の育児休業等に関する条例第11条で定める勤務形態の一部規定において、「1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること」とあるのを、「週休日以外の日において1日につき午前5時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること」に改正するものであります。

なお、附則として、施行期日は、両条例とも令和5年4月1日から施行するものとします。

以上で、議案第1号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号鳴沢村職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号及び議案第2号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号の2件は、原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第3号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を
改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第7、議案第3号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昭博君） 議案第3号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日より出産育児一時金等の支給額が引上げになるため、条例の改正を行うものであります。

改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

第5条の出産育児一時金につきまして、40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。これに伴い、産科医療補償制度保険金分の1万2,000円と合わせて、支給額は50万円となります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の日前の出産に係る鳴沢村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第8 議案第4号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部
を改正する条例を定める件**

議長(三浦直樹君) 日程第8、議案第4号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昭博君) 議案第4号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部改正に伴う改正及び厚生労働省からの事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について、令和4年度で財政支援は終了となることが示されたことにより、納期限の適用期限の改正を行うものです。また、国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため、鳴沢村国民健康保険税の税額改正を行うものであります。

主な改正点について説明いたします。

まず、施行令改正に伴うものですが、1点目としては、賦課限度額が引き上げられることによる改正となります。

1 ページの第2条第3項をご覧ください。

これにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額が20万円から22万円に引き上げられるものです。これにより、基礎課税額の限度額65万円、介護納付金課税額の限度額17万円と合わせて、国民健康保険税全体の賦課限度額が102万円から104万円に引き上げられるものです。また、3ページの第22条も同様の記載があるため、改正を行うものです。

次に、2点目として、軽減措置についての改正となりますが、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されることによるものです。これにつきましては、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、被保険者の応益割、均等割と平等割となりますが、こちらの額を7割、5割、2割と減額するもので、このうち、5割、2割軽減の所得判定基準の額のうち、被保険者1人に対する所得額の部分を増額することにより、軽減される対象世帯の幅を広げるものです。

6ページの第22条第1項第2号において、5割軽減分を28万5,000円から29万円に、8ページ、第3号において、2割軽減分を52万円から53万5,000円に改正するものです。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について、令和4年度に財政支援が終了することにより、令和4年度末に資格を取得した方の国民健康保険税の納期限が令和5年度中になることを鑑みて、適用期限をあわせて改正するものとなっております。

11ページをご覧ください。

14条中、令和5年3月31日を令和6年3月31日に改正するものであります。

続きまして、税額改正についてご説明させていただきます。

今回の税額改正においては、当村における近年の国民健康保険特別会計における財政状況を鑑み、減額する改正としております。

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分に分かれ、それぞれ応能割が所得割で、応益割が均等割と平等割で構成されております。今回の改正については、このうち、医療分の均等割、平等割、後期高齢者支援金分の平等割、介護分の均等割の税額を改正するものです。

1 ページの第4条をご覧ください。

医療分の均等割額を2万3,000円から2万円に、2ページをご覧ください。第4条の2第1項第1号において、医療分の平等割額を2万5,000円から1万8,000円に、第2号において、特定世帯を1万2,500円から9,000円に、第3号において、特定継続世帯を1万8,750円から1万3,500円に、続いて、3ページをご覧ください。第6条の2第1項第1号において、後期高齢者支援金の均等割額を7,000円から5,000円に、第2号において、特定世帯を3,500円から2,500円に、第3号において、特定継続世帯を5,250円から3,750円に、第8条において、介護分の均等割額を1万1,000円から1万円に改正するものです。

次に、5ページ以降の第22条の改正点になりますが、今回の税額改正に伴い、軽減措置について、7割、5割、2割軽減の対象世帯の医療分、後期高齢者支援分、介護分、それぞれにつきまして、減額する税額の改定を行い、10ページの第22条第2項においても、未就学児1人についての減額する税額の改正を行うものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行し、この条

例による改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第5号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第9、議案第5号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昭博君） 議案第5号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、懲戒に係る権限の濫用禁止規定が削除されたこと及び子ども家庭庁設置法に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削除され、同法第19条が1項のみの条となり、学校教育法の幼稚園教育要領の制定根拠である第25条に、幼稚園の教育課程、その他の教育内容に関する事項を定める際の配慮事項や内閣総理大臣への協議義務を定める第2項及び第3項が新設されたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

議案をご覧ください。

1ページから5ページ、7ページから18ページは、子ども・子育て支援法の条ずれに該当する引用箇所について、それぞれ改正を行うものであります。

また、議案の6ページの第15条につきましては、学校教育法第25条の項の新設による引用箇所の改正を行うものであります。

続いて、議案の7ページをご覧ください。

第26条につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものであります。

附則としまして、本条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第6号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定

める件

議長（三浦直樹君） 日程第10、議案第6号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。
住民課長（小林昭博君） 議案第6号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、懲戒に係る権限の濫用禁止規定が削除されたこと及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、安全計画の策定等の義務化、インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置が明確化されたこと、また、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が行われたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第7条の2につきましては、安全計画の策定等についてを新設するものであります。

議案の2ページをご覧ください。

第7条の3につきましては、自動車を運行する場合の所在の確認についてを新設するものであります。

議案3ページをご覧ください。

第10条につきましては、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準についての改正、第13条につき

ましては、懲戒に係る権限の濫用禁止の削除、第14条につき
ましては、衛生管理等の改正を行うものであります。

附則としまして、本条例は令和5年4月1日から施行するもの
であります。

また、改正附則第2項で、改正省令附則第4条と同様の経過措
置を規定しました。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す
ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案の
とおり決定しました。

◎日程第11 議案第7号 鳴沢村手数料徴収条例の一部を

改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第11、議案第7号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昭博君） 議案第7号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

中間処分業者の焼却施設維持管理費をはじめとする施設運営費のコスト上昇による処分費単価が値上がりするため、所要の改正を行うものであります。

改正点は、議案の2ページをご覧ください。

第2条中、種類及び金額等の別表に、村内の店舗等の事業系一般廃棄物の手数料として、1トンにつき3万5,750円を、1トンにつき3万6,300円に改正するものです。金額の算定根拠は、今回値上げする富士宮市内の中間処分業者の委託料に消費税10%を乗じた金額です。

なお、附則としまして、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第8号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長(三浦直樹君) 日程第12、議案第8号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

教育課長(木暮富人君) 議案第8号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年、厚生労働省令第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正する厚生労働省令が昨年11月30日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、本条例についても所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

具体的には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準に、安全計画の策定等の義務化、業務継続計画の策定等の努力義務化、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化を追加する内容となっています。

議案の1ページをご覧ください。

第6条の後に、第6条の2として、安全計画の策定等の規定を追加します。

内容としては、第1項において、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修及び訓練等の安全に関する事項についての計画を策定し、策定した安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないとし、1ページ下段の第2項において、安全計画を職員に対して周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないとしています。

2ページをご覧ください。

第3項において、事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連帯が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないとし、第4項において、事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとしています。

次に、第6条の3において、自動車を運行する場合の所在の確認についての規定を追加します。

第6条の3、放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動、その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼、その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。これは、バス送迎の際の乗降確認不足により事故が発生していることを受けて規定されるものですが、鳴沢村ではバス等による送迎は行

っていないため、直接的な影響はありません。

次に、第12条の2において、業務継続計画の策定等についての規定を追加します。先ほどの第6条の2の安全計画の策定と同様に、業務継続計画の策定、職員、保護者への周知、定期的な計画の見直しを規定したものです。

3ページをご覧ください。

第13条、衛生管理等において、第2項の文中、「必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改めます。

これは、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように講ずる措置を、職員研修及び定期的な訓練の実施と明確化したものです。

附則としては、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、第2項において、安全計画の策定等に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定については努力義務とするものであります。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第9号 村道路線の認定及び廃止の件

議長(三浦直樹君) 日程第13、議案第9号村道路線の認定及び廃止の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長(小林昌信君) 議案第9号村道路線の認定及び廃止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

寄附行為により受納した箇所を村道213号線として認定するため、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、村道の認定及び廃止を行うものであります。

議案の1ページをご覧ください。

廃止は村道213号線、認定も同じく村道213号線の1路線となります。

詳細については、お配りしてあります議案第9号の参考資料をご覧ください。

参考資料の1ページが村道213号線の廃止及び認定の事由、延長、面積の詳細、2ページ目が位置図、3ページが路線認定図で、青色箇所が、令和3年8月臨時会で県の急傾斜地崩壊対策事業実施に伴い、村道780号線を事業用地として県へ寄附

する必要があったことから村道を廃止し、その影響で接道する村道がなくなってしまった1476番2へ村道を接道するために、今回、議案を上程するものであります。

4ページにつきましては、増設部分の現地写真であります。

以上のことから、村道213号線全体をまず廃止し、寄附行為により受納した1477番1を終点として再度認定するもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議会の議決が必要となるのは、各路線の起点、終点に変更となる場合であり、また、路線の起点、終点に変更がある場合、変更という方法ではなく、それぞれの路線を一度廃止し、認定し直すものであることをあらかじめご了承ください。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 1 4 議案第 1 0 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算 (第 7 号)

◎日程第 1 5 議案第 1 1 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

◎日程第 1 6 議案第 1 2 号 令和 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

◎日程第 1 7 議案第 1 3 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

◎日程第 1 8 議案第 1 4 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議長 (三浦直樹君) 日程第 1 4、議案第 1 0 号令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算 (第 7 号) から日程第 1 8、議案第 1 4 号令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) までの 5 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長 (小林 優君) 議案第 1 0 号令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算 (第 7 号) から議案第 1 4 号令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) までの 5 議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものや余剰金の処分として、新たに8,597万8,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を33億9,324万3,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、公共施設修繕基金への積立金2,300万円、自立支援給付助成事業915万4,000円、簡易水道事業特別会計繰出金661万1,000円、余剰が見込まれる1億7,141万2,000円を公共施設建設基金に積み立てるほか、年度末となり、決算見込額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について、不用額の減額を行うものであります。

歳入の内訳としては、村税4,150万円、普通交付税4,981万8,000円、施設貸付収入2,300万円などを見込むものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第10号から議案第14号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第14号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第19 議案第15号 令和5年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第20 議案第16号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第21 議案第17号 令和5年度鳴沢村簡易水道事

業特別会計予算

◎日程第22 議案第18号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第23 議案第19号 令和5年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第24 議案第20号 令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（三浦直樹君） 日程第19、議案第15号令和5年度鳴沢村一般会計予算から日程第24、議案第20号令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第15号令和5年度鳴沢村一般会計予算から議案第20号令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第15号令和5年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額21億7,988万8,000円で、前年度比3.1%、6,541万8,000円の増となりました。

国内の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響や原油等の価格高騰により、依然として厳しい状況であります。先行きについては、感染症対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で持ち直していくことが期待されます。

地方自治体を取り巻く環境も、少子高齢化の進行をはじめとする多様な課題が山積みされているところであります。当村においては、村税収入について、新型コロナウイルス感染症が及ぼす社会経済活動への影響は不透明であるものの、近年、コロナ禍における減収を見込んだ予算編成となっておりましたが、復

調の兆しが見え始めたことから、コロナ禍前の水準に戻した予算編成となっており、固定資産税や村民税、法人村民税などが増加する見込みであることから、前年度と比較して約4%の増収が見込まれます。また、地方交付税については、令和5年度の国の地方財政計画においても前年度と同水準を確保するとされていますが、将来的には徐々に減少することが推測されています。

一方、歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修費の増加等により、今後、財政の硬直化が懸念されます。このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであり、不急の支出を抑え、新型コロナ対策に備えるとともに、可能な限り、国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。また、ふるさと応援寄附基金を活用し、各種事業への充当を行います。

歳出においての新規事業などについては、所信表明で一端を述べさせていただきましたが、主な歳出といたしまして、道の駅なるさわ電気設備改修工事を行う道の駅なるさわ運営事業8,435万5,000円、保育所の遊具更新や保育室塗装等修繕工事を行う保育所運営事業6,399万8,000円、いきやりの湯の湯の管理等を業務委託する鳴沢いきやりの湯運営事業6,119万7,000円、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を行う新型コロナウイルスワクチン予防接種事業3,858万円、くらし応援商品券を村民1人につき1万円分を配布するくらし応援商品券発行事業3,366万9,000円、小学校特別支援学級教室に間仕切りを設置する小学校管理運営費2,585万5,000円、村道の舗装打ち換え工事を行う村道改良事業1,904万円などを計上しております。

歳入につきましては、村税8億2,446万1,000円、地

方交付税 6 億 4, 8 3 5 万 8, 0 0 0 円、地方譲与税及び各種交付金 1 億 8, 3 9 8 万円、国庫支出金 1 億 4, 2 8 6 万 8, 0 0 0 円、県支出金 1 億 4 2 8 万 1, 0 0 0 円などを見込んでおります。

続いて、議案第 1 6 号令和 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から議案第 2 0 号令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 5 件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして 9 億 2, 8 3 4 万 5, 0 0 0 円で、前年度比 2. 1 %、1, 9 0 5 万 8, 0 0 0 円の増となっております。

以上が令和 5 年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き、歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 1 5 号から議案第 2 0 号までの 6 件についての提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 1 5 号から議案第 2 0 号までの 6 件については、会議規則第 3 6 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第 2 5 議案第 2 1 号 鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第 2 5、議案第 2 1 号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長（三浦寿得君） 議案第21号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

令和4年8月8日付の人事院勧告及び一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等を考量し、本村会計年度任用職員の給料の改定を行う必要があるため、鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

1ページから5ページをご覧ください。

会計年度任用職員の一般行政職給料表及び看護・保健職給料表を国家公務員の俸給表に準じて改めるものであります。

令和4年11月臨時議会においては、正規職員における給料表の改定を行いましたが、今回は会計年度任用職員が対象となり、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 (三浦直樹君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月11日から16日までの6日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦直樹君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月11日から16日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月17日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月10日

議会議長

署名議員

署名議員

令和5年3月17日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第10号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算
(第7号)
日程第4 議案第11号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第4号)
日程第5 議案第12号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第3号)

- 日程第 6 議案第 1 3 号 令和 4 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 1 4 号 令和 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 1 5 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 9 議案第 1 6 号 令和 5 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 令和 5 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算
- 日程第 1 4 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の任命
に同意を求める件
- 日程第 1 5 一般質問
- 日程第 1 6 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 2 時 5 9 分

議長（三浦直樹君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺正人君、渡辺宗司君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 4 年第 4 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は、自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、3 番 渡辺宗司君。

3 番（渡辺宗司君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日午前 1 0 時より定例会が招集され、会議が行われました。

議員 1 7 名と、会議事件説明のために組合長をはじめ、執行部 2 名の出席がありました。

会議事件は 3 件で、本会議においては、まず会期が 1 2 月 2 6 日の 1 日限りと決定されました。

次に、会議録署名議員の指名が行われ、9 番、三浦圭二君、1

4番、渡辺英之君が指名されました。

次に、議案第9号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分の承認を求めることについてが議題とされ、全員一致で承認されました。

次に、議案第10号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合において鳴沢村の条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについてが議題とされ、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）についてが議題とされ、歳出予算の総務費に155万2,000円、事業費に55万円を追加し、予備費を210万2,000円減額するもので、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 富士五湖広域行政事務組合議会、7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

令和4年12月26日14時30分より招集され、令和4年第3回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が行われました。

議員18名と、会議事件説明のために代表理事、堀内 茂富士吉田市長、理事、小林 優鳴沢村長をはじめ、他の理事と事件説明のため、執行部及び事務局の出席がありました。

本会議において、会議録署名議員の指名に続き、会期は12月26日1日間と決定されました。

会議事件は5件で、内容としましては、選任第5号富士五湖広域行政事務組合議会運営委員の補欠選任について、選任第6号

富士五湖広域行政事務組合議会常任委員の補欠選任について、議案第12号富士五湖広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第13号富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について、議案第14号富士五湖広域行政事務組合会計年度任用職員給与及び費用弁償支給条例の一部改正についてです。

選任第5号、選任第6号の件、議長より指名があり、選任されました。

議案第12号について、本案は、富士五湖広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うことにより、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備し、仕事と家庭生活の両立を支援するため、所要の改正を行うものです。原案のとおり可決されました。

議案第13号について、本案は、富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正でありまして、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれらに伴う国家公務員の給与の改定等に鑑み、給与月額及び勤勉手当を引き上げるため、所要の改正を行うもので、併せて参照条文及び字句等の整理を行うため、所要の改正を行うものです。原案のとおり可決されました。

議案第14号について、本案は、富士五湖広域行政事務組合会計年度任用職員給与及び費用弁償支給条例の一部改正です。人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告による公務員給与の改定等に鑑み、富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正により、勤勉手当を引き上げることに伴い、会計年度任用職員の期末手当引上げ等について、所要の改正を行うものです。これも原案のとおり可決されました。

なお、会期中、旧庁舎の解体の状況について説明がありました。

以上で、令和4年第3回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会についての報告を終了します。

続いて、令和5年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

令和5年2月21日14時30分より招集され、令和5年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が行われました。

議員19名と、会議事件説明のために代表理事、堀内 茂富士吉田市長、理事、小林 優鳴沢村長をはじめ、他の理事と事件説明のため、執行部及び事務局の出席がありました。

本会議において、監査報告、会議録署名議員の指名に続き、会期は2月21、22日、2日間と決定されました。

会議事件は8件で、内容としましては、議案第1号令和5年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算、議案第2号令和5年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算、議案第3号富士五湖広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第4号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第5号富士五湖広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第6号富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について、議案第7号令和4年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計補正予算（第1号）、議案第8号富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてです。

議案第1号について、本案は令和5年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、予算総額は18億8,296万4,000円であり、前年度予算に比べ15億5,942万4,000円の減額となっています。

歳入では、関係市町村からの負担金18億7,421万4,000円、県支出金551万1,000円、諸収入271万9,000円が主なものです。

歳出では、議会費206万2,000円、総務費5,125万2,000円、消防費17億6,541万円、公債費6,224万円が主なものです。原案のとおり可決されました。

議案第2号について、本案は令和5年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計でありまして、予算総額は1億1,733万2,000円であり、前年度予算に比べ938万円の増額となっています。

歳入では、関係市町村からの負担金8,385万6,000円、使用料及び手数料2,937万5,000円、繰入金400万円が主なものです。

歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費1億1,533万2,000円が主なものです。原案のとおり可決されました。

議案第3号について、本案は富士五湖広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定でありまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求に関わる手数料等に関し、必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものです。原案のとおり可決されました。

議案第4号について、本案は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてです。地方公務員法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に令和5年度から段階的に引き上げられることに伴い、関係条例の整備を行う必要があります。併せて字句の整理等を

行うため、所要の改正を行うものです。これも原案のとおり可決されました。

議案第5号について、本案は富士五湖広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正であり、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることに伴い、準用する富士吉田市職員の定年等に関する条例の一部が改正され、本組合における職員の定年等に関して、同様の措置を講ずる必要があるため、所要の改正を行うものであります。原案のとおり可決されました。

議案第6号について、本案は富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正でありまして、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴い、刑罰の種類が変更されることから、該当する文言を変更する必要があるため、所要の改正を行うものです。原案のとおり可決されました。

議案第7号について、本案は令和4年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計補正予算（第1号）でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ428万5,000円を追加し、総額を1億1,223万7,000円とするものです。歳入では、火葬場管理運営費負担金428万5,000円を増額するものです。歳出では、一般管理費事業費428万5,000円を増額するものです。原案のとおり可決されました。

議案第8号について、本案は富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてです。令和5年7月2日をもって後藤義長氏が任期満了になるのに伴い、山中湖村山中393-21、高村照久氏が選任されました。

また、2月20日の本会議において議案第9号が追加され、議

案第 9 号として富士五湖広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、これは議会議員全員の提出により条例が定められました。

なお、議案第 1 号、議案第 2 号は予算特別委員会で、議案第 3 号から議案第 7 号まで総務委員会で審議なされ、本会議での報告であることを申し添えます。

以上で、令和 5 年第 1 回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 青木が原ごみ処理組合議会、9 番、佐藤博水君。

9 番（佐藤博水君） 令和 5 年第 1 回青木が原ごみ処理組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

令和 5 年 2 月 6 日、富士河口湖町役場 3 階 3 0 4 室に 9 時 3 0 分より招集され、令和 5 年第 1 回青木が原ごみ処理組合議会定例会が行われました。

議員 8 名と、会議事件説明のために管理者、渡辺喜久男富士河口湖町町長、副管理者、小林 優鳴沢村長をはじめ、関係管理者、2 町村担当課長と、事件説明のために事務局の出席がありました。

本会議においては、議席の指定、会議録署名議員の指名に続き、会期は 2 月 6 日、1 日間と決定されました。

会議事件は 2 件で、内容としまして、議案第 1 号青木が原ごみ処理組合個人情報保護法施行条例の制定についてで、富士河口湖町個人情報保護法施行条例を準用するもので、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からです。

議案第 2 号令和 5 年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算についてで、歳入歳出それぞれ 3, 6 5 2 万 3, 0 0 0 円とするもので、前年度比 2 1 8 万 9, 0 0 0 円の増で、歳入は

衛生費増による町村負担金増、主な歳出増は公用車購入費 1 5 0 万円です。

議案 2 件とも原案のとおり賛成全員により可決されました。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 青木ヶ原衛生センター議会、4 番、土屋文明君。

4 番（土屋文明君） 令和 5 年第 1 回青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

2 月 6 日午前 1 1 時より招集され、会議が行われました。

議員 1 2 名と、会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町町長、副管理者の小林 優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部 7 名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 2 月 6 日の 1 日間と決定されました。

会議事件は 2 件で、まず青木ヶ原衛生センター個人情報保護法施行条例の制定の件で、デジタル化に対応した関係法律の施行の一本化によるものを原案のとおり可決されました。

続いて、令和 5 年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定についての件で、内容としましては、歳入歳出の予算の総額が歳入歳出それぞれ 6, 1 2 4 万 4, 0 0 0 円と定めた原案のとおり可決されました。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1 番 三浦雄一郎君。

1 番（三浦雄一郎君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会について報告いたします。

令和5年2月20日午後1時半より議員全員協議会が開催され、また午後2時より令和5年度第1回定例会が行われました。

同日の定例会においては、議員25名と、会議事件説明ため、広域連合長、山下政樹笛吹市長をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局9名の出席がありました。

最初に、任期満了に伴う議会運営委員会選任がなされ、新たに中北地域において甲斐市選出の金丸 寛議員と富士・東部地域において道志村の白井勝光議員が進出され、承認されました。

その後、会期の決定が通告され、会期は2月20日の1日間と決定されました。

次に、発議第1号山梨県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、渡辺利彦議会運営委員長から提出され、可決承認されました。

次に、議案第1号山梨県高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第2号山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これらの3件は、いずれもそれぞれ原案のとおり可決制定されました。

次に、議案第4号令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億775万2,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,111億9,458万8,000円とするものであります。

議案第5号令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億4,508万7,000円と定めるものであります。

議案第 6 号令和 5 年度山梨県後期高齢者広域連合医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1, 129 億 5, 136 万円と定め、これは前年度比の 5.6% の増額であります。一時借入金 の最高額は 100 億円と定めるものであります。

いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 富士・東部広域環境事務組合、9 番 佐藤博水君。

9 番（佐藤博水君） 令和 5 年第 1 回富士・東部広域環境事務組合議会定例議会についての報告をさせていただきます。

令和 5 年 3 月 1 日 10 時より招集され、全員協議会の後、本会議が富士吉田環境美化センター 3 階大会議室において行われました。

議員 17 名と、会議事件説明のため、管理者、堀内 茂富士吉田市長、副管理者、小林 優鳴沢村長をはじめ、ほかの管理者と事件説明のために執行部及び事務局の出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名に続き、会期は 3 月 1 日 1 日間と決定されました。

会議事件は 4 件で、内容としまして、発議第 1 号富士・東部広域環境事務組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてで、議員全員の発議案件で可決されました。

議案第 1 号令和 5 年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算についてで、歳入歳出それぞれ 2 億 4, 560 万 3, 000 円とするもので、原案のとおり賛成全員により可決されました。

議案第 2 号富士・東部広域環境事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてと、議案第 3 号富士・東部広域

環境事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、賛成全員により可決されました。

議案のほかの報告事項として、資料により富士・東部地域循環型社会形成推進地域計画について、現金出納検査結果について、組合業務執行状況について、3月末に組合情報誌の発行について、それぞれ事務局長から説明がありました。

以上で、富士・東部広域環境事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午後2時より議会控室において、議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、議案等説明のために村長及び総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1つ、本日の本会議での追加事件の取扱いは、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で、本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第10号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）

◎日程第4 議案第11号 令和4年度鳴沢村国民健康保険

特別会計補正予算（第4号）

◎日程第5 議案第12号 令和4年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第13号 令和4年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第4号）

◎日程第7 議案第14号 令和4年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）

議長（三浦直樹君） 日程第3、議案第10号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）から日程第7、議案第14号令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長（三浦雄一郎君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第10号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）から議案第14号令和4年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細については、議員全員で構成する委員会の審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第10号から議案第14号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長報告は可決であります。

議案第10号から議案第14号までの5件は、委員長の報告どおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三浦直樹君) 起立全員です。したがって、議案第10号から議案第14号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 議案第15号 令和5年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第16号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第10 議案第17号 令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 1 1 議案第 1 8 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 1 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 1 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（三浦直樹君） 日程第 8、議案第 1 5 号令和 5 年度鳴沢村一般会計予算から日程第 1 3、議案第 2 0 号令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長（三浦雄一郎君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第 1 5 号令和 5 年度鳴沢村一般会計予算から議案第 2 0 号令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計 6 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る 3 月 1 5 日及び 1 6 日に開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただきます、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 6 議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、十分に予算執行に生かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第 3 8 条第 1 項の規定により報告いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、委員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号から議案第20号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第15号から議案第20号までの6件は、委員長の報告どおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦直樹君） 起立全員です。したがって、議案第15号から議案第20号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第14 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の
任命に同意を求める件

議長（三浦直樹君） 日程第14、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡邊國男氏が、3月31日をもって任期満了となることを受け、選任するものです。引き続き、鳴沢村712番地、渡邊國男氏を選任したいと思います。

ご存じのように、すぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（三浦直樹君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（三浦直樹君） お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長 小林 優君から同意第2号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 同意第2号 鳴沢村教育長の任命に同意を求める件

議長（三浦直樹君） 追加日程第1、同意第2号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第2号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

現教育長であります小林茂澄氏から、令和5年3月31日をもって辞職する旨の辞職願が提出されたことに伴い、新たに任命するものであります。

後任としまして、令和5年4月1日より、鳴沢村4046番地3、渡辺厚子氏を任命したいと思います。

ご存じのように、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、すぐれた識見を持ち適任と認められますので、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦直樹君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第15 一般質問

議長（三浦直樹君） 日程第15、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

佐藤博水君から「公立中学校の運動部活動改革による部活動の地域移行実施に向けての中学校への協力体制について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 公立中学校の運動部活動改革による地域移行実施に向けての中学校の協力体制について、教育長に伺います。

公立中学校の部活動で、地域団体や民間事業者に運営を委ねる地域移行が、スポーツ庁と文化庁の有識者会議で、それぞれ2025年度末を目標に、公立中学校の休日の部活動を地域に移行する改革を提言し、2023年度から3年間は改革推進期間に設定されました。

先月22日の山梨日日新聞で報道された内容では、県内中学校では、地域移行への目途が立っているのは僅か1%のみで、実現に向けた課題として、指導や運営にかかる費用や活動中の生徒の安全確保、担い手不足などが挙げられます。

本村では、ほとんどの中学生が通学している河口湖南中学校は、地域移行への状況は全くめどが立っていないとのことであり、緊急に対処し、解決を図るべきだと思います。

教員が担っている部活動を地域団体や民間事業者に委託する改革の地域移行に向けては、様々な課題が数多くあると思われます。本村においては、担当している河口湖南中学校組合教育委員会とは別であるとの理由もありますが、河口湖南中学校部活動の地域移行を促進するため、本村からも指導者の情報提供や施設の有効利用など、積極的に連携をもって協力支援の申出などを行うことが必要であると思います。

鳴沢村には、日本スポーツ協会や各種競技団体公認の指導者が数多くおり、活動をしております。また、県民スポーツの普及発展に寄与する目的で組織された山梨県スポーツ指導者協議会は、公認資格は取得してきたものの実際に指導を行っていない

人や、活動する場所がない指導者も多く、移行の際に活躍できる人材として期待できることから、その周知を図っているところでもあります。

しかし、個人情報の壁により、公認指導者を紹介することが困難であることから、指導者自らの申出を促進、把握しながら、地域移行に向けた受皿の整理の一端とすることが有効方策でもあると考えます。

地域移行を迅速に促進するため、指導者の意識希望調査の結果等により、中学校休日部活動地域移行の体制に向けての検討事項として、指導者や施設利用の情報提供、協力支援の申出を行う意向がありますか、教育長の見解を伺います。

議長（三浦直樹君） 教育長。

教育長（小林茂澄君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

中学校の部活動については、深刻な少子化の進行による部員の減少や、競技経験のない教師が指導せざるを得ない、休日の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担となっております。

そのような状況を受け、文部科学省では、運動部活動の在り方に関する検討を進めてきましたが、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言がなされ、令和5年度から3年後の令和7年度末をめどに地域移行していくこととされました。しかしながら、現実的には、指導者や練習場所の確保、指導者への報酬予算の確保等、様々な課題があるようです。

さて、質問にもありました河口湖南中学校については、地方自治法の規定に基づき設置された一部事務組合である河口湖南中学校組合が運営しており、その組合の運営に関する事項については、その組合で検討していくことが大原則です。したがって、質問にありました積極的な情報提供や協力支援の申出を行う予

定はありません。

消極的と批判されるかもしれませんが、親切のつもりで助言したり行動したことが、相手の受け取りようで越権行為や運営に対する干渉となることもあるのです。教育委員会は、地方自治の本旨にのっとり、地方公共団体の設置する学校を管理する権限と責任があるのです。そして、このハードルはとても高いものだと考えております。

とはいえ、鳴沢村の生徒も多く通っており、連携は密にしていくことは当然でありますので、課題解決の要請があった場合は、できることがありましたら、協力していきたいと考えております。

以上で、佐藤博水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） なかなか難しい問題も、地方自治法というようなことであろうかと思えますけれども、ぜひとも積極的に話をしていただければありがたいと思えます。

何日か前に、山梨県の小学生の体力が最低だったということが報道されました。この児童たちもいずれ中学校に進学され、部活動をされるわけであり、それらを含めて受皿体制をしっかりと整備しなければならないと思えます。その観点からも、指導者の活用や施設の利用について、県教育長部会とも通じ、検討を図っていただき、前向きに検討していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「移住支援金拡充による取組は」の質問を許します。4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 移住支援金拡充による取組についての質問で

あります。

本年度実施予定のデジタル田園都市国家構想の国の総合戦略では、首都圏の1都3県から地方への移住者を1万人に増やす目標が掲げられました。

今後の地域社会を支える子育て世代の移住を強力に推進する移住支援金に、新たな子育て世帯加算が拡充されました。これは、現行制度である支援金を世帯に最大100万円、そして、子育て世帯の18歳未満には1人当たり30万から100万円のかさ上げと大幅に引き上げられます。この運用と実現には、何よりも移住する子育て世代の皆さんの意思決定に必要な就業・転職、あるいは起業するための障壁を取り除いていく具体的な策が求められます。

そして、移住支援の重要な課題は、移住対象者である都市住民の立場や視点を把握する人材を含め、移住支援窓口の機能を強化することでもあるわけです。

今回の地方創生移住支援事業の拡大概要では、加算金以外に、地方移住支援事業に合わせてマッチング支援が始まろうとしております。これは、地方の求人情報を国と地方自治体、そして民間求人サイトとの連携により、全国へ発信する移住情報の有効なサイトとして活用できる見込みとなっております。

そこで、支援金の拡充と就業までの支援体制が整った本年、当村での新たな移住支援推進計画を伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員の移住支援金拡充による取組についてのご質問にお答えいたします。

現在、人口減少社会を迎え、地方の過疎化や地域産業の衰退など、大きな課題となっております。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの

普及や若年層の地方移住への関心が高まるなど、社会情勢は大きく変化しております。また、デジタル技術は急速に進歩し、人々の生活に広く活用される段階に移行しつつあります。

このような中、デジタル田園都市国家構想の総合戦略では、国と地方は役割を分担しながら、東京都への過度な一極集中を是正して多極化を図ることを目的に、東京圏から地方への移住者を1万人にすることを目指しております。

また、地方のデジタル化を進め、子育て・雇用環境を改善し、地域の活性化につなげたいことから、移住支援金支給金額が18歳未満の世帯員を帯同し移住する場合は、18歳未満1人につき30万円から100万円に拡充されます。

このような中、山梨県内ほぼ全ての市町村で、国の指針に合わせて、令和5年度より拡充する予定となっております。鳴沢村においても、令和5年度より同様の拡充を予定しており、予算計上もしております。

当村の移住支援推進事業については、移住支援金のほかにも、人口の増加と定住を促進し、地域の活性化を図るため、令和4年度から鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業補助金を創設しました。今年度は1件の申請があり、夫婦と子供1名の合計3名の転入があり、その後、第2子が誕生し、4人世帯となっております。また、既に令和5年度にも同様の申請が2件予定されております。

そのほか、村ホームページに移住・定住ページを開設し、3世代同居等支援事業、特色ある子育て関連事業や環境、移住してきた方々へのインタビュー記事等を積極的に情報発信し、子育て世帯を中心とした移住者の獲得を目指しております。

山梨県移住支援・就業マッチングサイトは、移住支援金対象法人に登録された法人が、無料で求人広告を掲載できるサイトで

ありますが、残念ながら鳴沢村の事業者登録は今のところありません。移住支援金対象法人の登録申請は、県が指定するセミナー、またはeラーニングの受講後、登録申請書に県に提出するだけですので、今後は広報やホームページで移住支援金対象法人の登録申請要件等を周知して、鳴沢村の事業者登録を増加させていきたいと考えております。

市町村が、都市住民の立場・視点を把握する人材を移住支援窓口を受け入れる経費を支援し、市町村の移住支援窓口の機能を強化することで、デジタル人材等の地方移住を促進する地方移住支援窓口機能強化事業については、山梨県や県内市町村の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上で土屋文明議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） ただいま村長より、デジタル都市国家構想について、特に担当部署の方が大変よく研究されていたと感じる答弁をいただきました。

今、その中で2022年度に村独自の定住促進新築住宅補助金を活用したというお話もありましたが、4人世帯の例もいただきました。

先月、2月に東京のふるさと回帰支援センターから、全国の移住希望地ランキングが発表されました。その中で山梨県は、2017年から6年連続して全国の2位、4位、5位、2位とベスト5にずっと入ってきております。これはまさに今、追い風になっているわけであります。

そこで、先ほど令和5年度に予算計上しておりましたが、これは一体何人の世帯を想定しての予算組みをしたのでしょうか。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 担当課長に答弁させます。

議長（三浦直樹君） 企画課長。

企画課長（渡邊英博君） 移住支援金につきましては、世帯分と単身分がありまして、世帯につきましては1件、プラス18歳未満のお子様が2名該当したことを相当しますと、一応300万円で、単身のほうは60万円ということで、1件ずつ予算計上してあります。

以上です。

議長（三浦直樹君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） では、希望者は今後増加して増えていくといった場合は、補正を考えるとということで理解してよろしいでしょうか。

議長（三浦直樹君） 企画課長。

企画課長（渡邊英博君） おっしゃるとおりです。

議長（三浦直樹君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 私も思い起こせば、9年前に同じく東京のふるさと回帰支援センターに相談して、鳴沢に移住した経験者本人でもあります。移住した年に、実は山梨中銀が主催しました移住者誘致に向けたセミナーが甲府のほうでありました。これは27市町村の行政の担当者向けに、誘致するために開かれました。これパネラーは、県立大の澤教授をはじめ、山梨大のまちづくり研究会の大学生や、私も中銀コンサルからオファーを受け、参加してまいりました。当村からは、当時の一博課長が参加しておったことも覚えております。

先ほどの答弁で、マッチングサイトの活用で、なかなか登録者が増えないという話を頂戴したんですが、今後、当村や近隣の企業への誘致を徹底していただいて、事業者登録数を増やしていきたいと思っております。まさにそのことが、そのとおりで移住者希望の拡大数が、移住のためのボトルネックになってい

ると思います。

ぜひ、子育て世代から選ばれる、鳴沢村に住んでみたいと検討する移住希望者が拡大することを切に願って、質問を終わりたいと思います。

議長（三浦直樹君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、「森林整備の取組について」の質問を許します。5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 森林整備の取組について、村長に伺います。

森林整備や木材利用促進に向けて、先行する形で森林環境譲与税として、令和元年度から国庫より交付されています。

本村の森林環境譲与税の活用状況は、令和2年度に準備業務として情報データ化のための委託費として90万円ほど活用していますが、それ以外は基金として積み立てていて、令和3年度末で890万円程度の基金額となりました。

令和6年度からの新税森林環境を村民の皆さんに理解してもらうためにも、基金を効果的に活用した森林整備や人材育成が重要と考えますが、今後、どのような取組を行うのか伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員からの森林整備の取組についての質問にお答えいたします。

平成30年5月に森林経営管理法が成立し、市町村が主体となって、適切な経営や管理が行われていない森林について、森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されました。

本村では、森林環境譲与税を財源として、この制度を活用しています。令和3年度に、民有林を7つに区域分けし、1年に1区域のペースで、森林所有者に対し、森林経営に関する意向調査を行い、間伐等を行っていくといった内容の全体計画を作成、

令和4年度からは実際に意向調査を行い、令和10年度を目標に森林の適正な経営管理を進めていく予定となっております。

また、林道の舗装が老朽化してきており、将来的には森林環境譲与税を活用し、林道の修繕を行っていく予定です。

人材育成に関しましては、県主催で林業への就業についての十分な情報、認識を得て、林業への円滑な就業を支援するための講習会等を開催しているため、村では特に検討はしておりませんでした。森林経営管理を自分で行いたい方や林業に興味がある方が多数いた場合は、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上で、渡辺次男議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 令和10年度を目標としている取組を行っているというような話を賜りました。

それで、森林譲与税の活用状況につきまして、本村のホームページに計上しているだけでありまして、村民の皆さんには、どのような使い方をされているのかという詳しい情報が伝わっていないと思います。村民の皆さんに、新しく始まる森林税を理解していただくためにも、広報なるさわ等を活用して、幅広い情報発信が必要だと思えます。

森林整備の状況等についてタイムリーな情報発信をお願いして、私の質問を終わりといたします。

議長（三浦直樹君） 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「生き生き広場の子供遊具について」の質問を許します。

7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 生き生き広場の子供遊具についてお尋ねします。

活き活き広場にすばらしい遊具を設置していただきました。さきの議会現場視察の日程の中で確認をさせていただきました。執行部のご努力に感謝をいたします。

遊具は、多様な遊びの機会を提供し、子供たちが遊びを通じて心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけるものだと思います。そのため、今後も子供たちへ多様な遊びの機会を提供できるよう、遊具の設置をしていく考えはあるでしょうか。

設置していく方針の場合、その財源を確保する方法は、寄附やクラウドファンディングなど様々な手法があるかと思いますが、どのような手段での財源確保をするのかを村長にお伺いいたします。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員からの活き活き広場の子供遊具についてのご質問にお答えいたします。

活き活き広場への遊具設置については、子供や親、地元のお年寄りなど利用による三世代交流の場や、住民以外の観光客などの利用により、様々な人との交流の場所としての活用を見込み、設置いたしました。

当初より2年度に分けての設置を計画しており、令和4年度には設置計画のうち、広場のシンボルとなるような大型複合遊具の設置及び進入路などの周辺整備を行いました。

計画の後期年度については、子供が体幹を駆使し遊べるロープ遊具やクライミングウォールなどの追加、大人が利用できる健康遊具の追加、休息がとれるあずまやや手洗い場等の整備を検討しております。

財源につきましては、ふるさと応援寄附基金の活用などを検討しておりますが、有利な国・県等の補助金や助成金の遊具につ

いても、併せて調査していきたいと思っております。

財源確保の目途が立ちましたら予算化し、整備する遊具の設計を行い、事業実施する予定でおります。

以上で小林昭一議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 2年度にまたがって、また令和5年度も遊具を設置していただけるような返答をいただきました。

2年度にまたがるというふうな遊具の計画のようなんですけれども、今回、大きな遊具を設置していただいたということですが、ほかの遊具との関連も含めながらプラン等はつくって、例えば大きい遊具をつけて、周りにもっていくというような形だと思わんですが、現場のほう見ると、結構盛土があったりして使いづらい可能性もあったり、またほかの遊具との連携も考えてあるのかなというふうなこともちょっと疑問に思ったんですが、その辺は、ほかの遊具のプランニングみたいなものも考えながら、つくっているのでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 遊具を設置するには、そのぐらいのことは頭で描いていると思います。

以上です。

議長（三浦直樹君） 7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 分かりました。

ちょっと私の感想ですけれども、大型遊具で結構、場所はとっておるんですけれども、敷地を結構盛土したので、盛土の必要もあったのかどうなのかということをやちょっと疑問を持って、お尋ねしてみました。

完成した場合については、どちらからか寄贈があったというふうな案内看板みたいなのをつける予定があるかどうかということをお尋ねしたいと思うんですが、広場周辺にはドコモ・システムズ株式会社からの贈という看板があって、樹木等も植えられているようですけれども、樹木の関係は周りにただ植えるだけでなく、町並みというか樹木に関連を含めながら、よりよい公園にさせていただきたいと思いますが、ドコモ・システムズ株式会社からの贈的な看板みたいなものをまたつける予定はありますか。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） これは贈与によっても、ふるさと納税によっても、そんな看板は立っておりませんので、そのとおりとさせていただきたいと思っております。

議長（三浦直樹君） 7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 今、生き生き広場の周辺には、ドコモ・システムズの株式会社からの贈という看板が設置してありますが。毎年なんかくれるのかなと思ったりして、看板の数も結構、1個か2個ばかりでなく数多くありますが、その辺はどうなんでしょう。

議長（三浦直樹君） 小林昭一君の質問は既に3回になりましたので、会議規則第51条の規定によって発言は許しません。

以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「生活支援の増額について」の質問を許します。6番 小林清一君。

6番（小林清一君） 生活支援の増額についてですが、現在、ロシアのウクライナ侵攻から1年が経過し、戦争は泥沼化し、いまだに終結の糸口が見えません。世界的な食糧危機、石油危機が現実になって、私たちに食料品や電気・ガス料金の値上げとな

って生活を圧迫し始めてきているのが現実です。

このような状況下、村で生活支援をしている方や、また困窮されている方に対する支援を厚くする方向で検討する必要があると思いますが、村長さんの考えをお聞かせください。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林清一議員からの生活支援を受けている方や生活困窮者への生活支援増額についての質問にお答えいたします。

生活保護者や住民税非課税世帯等に対しましては、市町村を窓口、国・県による各種支援が実施されており、生活支援の給付金では、本年1月までの直近1年間で3つの臨時給付金が用意され、計16万5,000円の給付を行っております。

また、これに加え低所得者の子育て世帯に対しましては、18歳未満児童1人につき5万円が給付されております。

このような状況であり、本村における特殊事情もございませんので、現在時点では生活困窮者に対しまして村独自で新たな支援策を講ずる予定とはなっておりません。

しかし、小林清一議員のご質問にありましたように、コロナ禍に加え、世界情勢や円安による食料品・光熱費・ガソリンなど多くの値上げにより、家計への負担はとて大きくなっております。

そのため、鳴沢村独自事業として、令和4年8月に全住民を対象に鳴沢村くらし応援給付金1人当たり1万円の給付を実施し、本年1月には子育て世帯を経済的に支援する子育て・学生応援臨時給付金としまして、ゼロ歳から18歳の児童及び18歳以上で大学等に就学している者に対し3万5,000円の給付を実施しております。

令和5年度につきましても、価格高騰による家計への影響が懸

念されることから、全住民を対象に鳴沢村の独自事業で、1人当たり1万円分のくらし応援商品券配布を予定しております。

そのほか、小学校給食でも光熱費の高騰に加え、材料費だけでも児童1人当たり年間6万6,000円の新年度予算となりましたが、引き続き保育所から中学までの給食費の無償化を実現し、子育て世帯への経済的支援を図ってまいりますので、どうか小林清一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 6番 小林清一君。

6番（小林清一君） 今の状況が一過性のものなのか、また恒久的に使うものなのか分かりませんが、早急な対応いただき、ありがとうございます。

それとあと今後、紛争が早く解決して、それで通常の生活に戻ることを祈願いたしまして、質問を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「獣害対策について」の質問を許します。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 獣害対策についてお伺いいたします。

最近、さくらの里公園付近の獣害防護柵内に、中のほうです、山でなくて、角の生えた鹿が2頭、また次の日には角のない鹿が2頭出没して、農作物を荒らして困っております。獣害防護柵で防ぎ切れなかった鹿などが、最近そういうふうによく見かけるようになりました。獣害防護柵が破損していないか見回りを行うなど、柵の管理体制はどうなっているのでしょうか。

また昨年度、北富士ゴルフコース付近の村道に設置した獣害侵入防止グレーチングの効果は検証したのでしょうか。検証したのであれば、どのような結果が出ているかお伺いいたします。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員からの獣害対策についての質問

にお答えいたします。

北側に設置されております獣害対策防護柵につきましては、山林内であるため、年1回ペースで、職員が徒歩による見回りを行っております。南側の林道茅つけ大田和線沿いに設置されている防護柵につきましては年に数回、自動車から見回りを行っております。また毎年、防護柵の維持管理業務として、周辺の草刈り及び樹木の枝落としやつる切りなどを業務委託しており、委託業者から防護柵の破損等の報告や住民からの通報があれば、随時修理対応しております。

渡邊明雄議員のおっしゃられます子ども広場から東は、富士河口湖町とも接しているため、富士河口湖町には柵を設置する経費がありませんので、あそこで途切れております。南側もそうですが、富士河口湖町に接するところは、防護柵が設置されておられません。そういう経緯がありますので、ご理解のほどをお願いいたします。

また、獣害侵入防止のグレーチングについてですが、グレーチング付近の木にカメラを取りつけ、1ヶ月程度調査を実施しましたが、鹿等の獣が映ることがなく、効果は確認しておりません。現在は、設置したグレーチングの周辺にキャンプ場の開発などがあり、森林の伐採や、多くの作業員や重機が入っている状況で、獣が寄りつかなくなっている状況であるため、カメラ設置による調査は中止しております。

以上で、渡邊明雄議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） いろいろご苦労さまでございます。

先ほどの2つ、富士河口湖町との接するちびっこ広場の東側のところの鳴沢村の境界の辺に、改めて柵の設置を検討していた

できればありがたいなと思います。

道路のところにはグレーチングということですがけれども、今いろいろ環境が変わって検証できないということですがけれども、鹿が人に飛び込んで来て、車へ飛び込んできたり、中のほうに入って、この前もイノシシなんかも出てきて困っておりますので、できれば検討していただけるようお願いいたします。

以上です。

議長（三浦直樹君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦直樹君） 日程第 16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第 7 1 条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（三浦直樹君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第 4 1 条の規定による整理を議長に委任されたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和5年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月17日

議会議長

署名議員

署名議員